

【主な施設・事業の一覧】

1. 定期的な教育及び保育の施設・事業（就学前児童用）

利用料は、平成25年10月1日現在の金額です。
今後改訂される可能性があります。

施設・事業名	内 容	区内施設数	教育・保育時間	利用時間など
幼稚園	保護者の就労等の有無や形態にかかわらず、3～5歳児の児童に対して幼児教育を行う施設です。	区立13園 ※私立幼稚園は中央区にはありません	概ね午前8時40分～50分の間に開始 概ね午後2時終了	入園料 1,000円 保育料 月額5,000円(8月分を除く、年11カ月)
保育所	就労等の理由で保護者が保育できない場合に、0～5歳児の児童を保育する施設です。			
認可保育所	国が定める最低基準に適合した保育所で都道府県等の認可を受けた定員20人以上の保育所です。	区立14園、 私立8園	通常保育 午前7時30分～午後6時30分	前年分課税所得及び子どもの年齢等に応じ、月額0円～49,100円の範囲内で設定
認証保育所	東京都が独自に認証した認可外保育施設です。	16園	午前7時～午後10時 (施設により開設時間が異なる)	原則として、月220時間以下の利用をした場合の月額： 3歳未満児80,000円、3歳以上児77,000円を超えない料金設定(施設により異なる) <u>※認可保育所保育料との差額助成制度あり</u>
家庭福祉員(保育ママ)	0～3歳児未満の児童を、保育者の家庭等で保育する事業です。	9名	午前8時30分～午後5時までの8時間以内 ただし、2時間を限度として時間外保育あり	基本保育料 月額25,000円 時間外保育料 1時間500円(2時間限度) <u>※認可保育所保育料との差額助成制度あり</u>
事業所内保育施設	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合に、一時的にお子さんを預かる事業です。	10カ所 (院内保育施設2カ所含む)	(民間事業)	(民間事業)
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。保育園機能の利用を「長時間保育」、幼稚園機能の利用を「短時間保育」といいます。	区立2園 (保育所型)	長時間保育：認可保育所と同じ 短時間保育：午前9時～午後2時 短時間は時間外保育あり (朝)午前7時30分～9時 (夕)午後2時～5時	長時間保育：認可保育所と同じ 短時間保育：入園料1,000円 保育料 月額11,000円(給食費含む) 時間外保育：(朝)1回 240円(月上限3,000円) (夕)1回 580円(月上限7,250円)
		私立1園 (地方裁量型)	認証保育所と同じ	認証保育所と同じ
ベビーシッター(居宅訪問型保育)	保護者がお子さんの保育ができない場合、保育者がお子さんの家庭を訪問し、保育を行う事業です。	(民間事業)	(民間事業)	(民間事業)

裏面もご覧ください。

2. 子育て支援事業（就学前児童用・小学校児童用）

利用料は平成25年10月1日現在の金額です。
今後改訂される可能性があります。

事業名	内容	利用対象者・対象年齢など	実施場所など	利用時間など	利用料 (平成25年10月1日現在)
預かり保育	幼稚園が、在園児を対象に通常の教育時間終了後も引き続き午後4時30分まで保育する事業です。登録利用と一時利用の2種類があります。	預かり保育実施園の在園児	区立幼稚園13園のうち、3園で実施	通常の教育時間終了後から午後4時30分まで	登録利用 月額5,000円(利用日数にかかわらず定額) 一時利用 日額 400円
延長保育	認可保育所、区立認定こども園(長時間保育)で、仕事の都合(勤務終了時間・残業等)によりお迎えの時間に合わない場合に、延長して保育を行います。月極利用とスポット利用(1日単位)の2種類があります。	・区内在住で、1歳児クラス以上のお子さんの保護者 ・保護者が就労していて、継続的に父母それぞれが週3日以上お迎えに間に合わない方(月極利用の場合)	区立認可保育所14園、 私立認可保育所8園 区立認定こども園2園 (晴海こども園、京橋こども園)	通常保育終了時から1時間 (概ね午後6時30分～7時30分) 京橋こども園のみスポット夜間保育あり (①午後7時30分～9時 ②午後7時30分～10時)	〈月極利用〉 前年分課税所得及び子どもの年齢に応じ、月額0円～4,900円の範囲内で設定 〈スポット利用〉 1回400円(京橋こども園のスポット夜間保育:①1回1,000円 ②1回1,400円)
子育て交流サロン「あかちゃん天国」	親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する様々な情報提供や育児に必要な助言を行うことを目的としたひろばです。	・妊娠中の方 ・0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者の方	・子ども家庭支援センター ・区立児童館5館	午前9時から午後5時まで	無料
一時預かり保育	保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、お子さんを預かる事業です。	生後57日目～未就学児	・子ども家庭支援センター ・子ども家庭支援センター日本橋分室 ・区立認定こども園2園	午前9時から午後5時まで	1時間につき800円
子どもショートステイ	保護者が疾病等によりお子さんの養育が困難になった場合に、宿泊により、区が委託する施設または協力家庭でお子さんを短期的に預かる事業です。	生後7日目～中学校3年生	・乳児院1カ所 ：生後7日目～2歳 ・児童養護施設1カ所 ：2歳～中学校3年生 ・協力家庭4家庭 ：2歳～小学校6年生	施設：原則6泊7日まで 協力家庭：原則2泊3日まで	1泊2日 6,000円 (以降1日増えるごとに3,000円加算)
トワイライトステイ	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合に、一時的にお子さんを預かる事業です。	2歳～小学校6年生	・子ども家庭支援センター ：2歳～小学校6年生 ・区立認定こども園1園(京橋こども園) ：2歳～未就学児	午後5時から午後10時まで	1回につき2,000円
病児・病後児保育	入院加療の必要のない病中または病気回復期のお子さんを保護者が家庭で看護できないとき、区が委託する医療機関又は認証保育所による保育室で預かる事業です。	生後7カ月～小学校3年生 ※利用日当日に入室前診断が必要	・病院附属保育所(病児・病後児)1カ所 ・医療機関(病後児)1カ所 ・認証保育所(病後児)1カ所	午前9時から午後5時30分まで	1人につき1日2,000円
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。	生後57日目～小学校4年生 (軽度の障害を有する場合は小学6年生まで)	委託先：中央区社会福祉協議会	特に規定はなし	月～金 午前7時～午後8時 1時間 800円 " 上記以外の時間 " 1,000円 土曜・日曜・祝日・年末年始 " 1,000円
学童クラブ	区内に居住または、区内の小学校に在籍している児童で、放課後帰宅しても、保護者の仕事や疾病等の理由により、家庭で適切な保護育成を受けられない児童を危険のないよう保護し、生活指導を行う事業です。	小学1年生から4年生までの児童(心身に障害を有する児童で、集団育成指導が可能と認められる方は小学6年生まで)	区立児童館8館	指導日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。 指導時間：下校時から午後6時まで(土曜日は午前8時30分から午後5時まで、春・夏・冬休み等は午前8時30分から午後6時まで ※土曜日は午後5時まで) ※保護者の勤務の都合など必要と認められる場合は、平日(土曜日を除く)の午後7時30分まで	無料 ただし、延長利用(午後6時～午後7時30分)については1回400円(月の上限額:5,000円)
子どもの居場所「プレディ」	子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」です。	その小学校に在籍する全児童と、その小学校の通学区内に居住し、他の学校へ通学している児童	区立小学校16校のうち、10校で実施	開設日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。 開設時間：プレディ設置校の放課後から午後5時まで(土曜日、春・夏・冬休み等は午前9時から午後5時まで) ※保護者の就労など特別な事情がある場合は午後6時まで	無料 ただし、傷害・賠償責任保険料の600円(毎年度)と各種教室の材料費などの実費は保護者負担